

「要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)」の対象となる建築物とは、以下の①～③を全て満たす建築物です。

①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物(図1参照)

②昭和56年5月31日以前に着工した建築物

③建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離(幅員12m以下の場合は6m)を加えたものに相当する高さの建築物(図2、図3参照)



図2

L > 12mの場合 Lは道路幅員

この斜線をこえる部分がある建築物が対象



図3

L ≤ 12mの場合

この斜線をこえる部分がある建築物が対象

